

【募集】水道量水器検針員の募集について

神部・堤・西神ノ浦・白魚・宿ノ浦地区の水道量水器検針員を下記のとおり募集いたします。

1. 業務の内容

◆水道量水器検針員

(1) 水道量水器の検針に関すること

各家庭や事業所の水道メーター器を検針し、その指針を検針票に記録し、「使用量のお知らせ票」を配布します。

なお、検針は隔月検針で、偶数月の20日から月末までが検針期間です。

(2) その他検針事務に関係すること

無届使用や不正給水工事、不正給水装置等を発見したときや、故障を発見し使用者等から依頼を受けたときは水道課へ連絡します。

2. 募集人数・・・ 各地区1名（複数地区の応募も可能です）

3. 契約期間・・・ 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで
（毎年度更新となります）

4. 選考方法・・・ 複数の応募があった場合、書類審査となります。

5. 委託料・・・ 基本額 + 検針依頼件数1件につき60円
神部地区：2,000円+60円/件×143件=10,580円
堤地区：2,000円+60円/件×35件=4,100円
西神ノ浦地区：2,000円+60円/件×22件=3,320円
白魚地区：2,000円+60円/件×38件=4,280円
宿ノ浦地区：2,000円+60円/件×82件=6,920円

※ 件数は平成30年12月実績

6. 申込問合わせ先・・・ 役場水道課（電話：53-1123） 担当：中島

7. 申込期限・・・ 平成31年3月15日（金）

8. 応募資格

(1) 個人の場合、新上五島町に住所を有すること

法人の場合、新上五島町に本店又は支店を有すること

(2) 個人は心身が健全で成人被後見人もしくは破産の宣告を受けていないこと

(3) 町税などの滞納がないこと

(4) その他町長が必要と認める要件を備えていること

平成31年 2月20日

新上五島町水道事業管理者

新上五島町長 江上 悦生

（公印省略）